

財政比較分析表（平成20年度決算）の説明について

1. 共通的な説明

- (1) 分析にあたっては、人口及び産業構造等により全国の市町村をグループに分類（「平成20年度類似団体別市町村財政指数表」の類型（別掲「類型区分一覧表」参照）に準拠した類型）し、類似した団体間（各グループ）で比較を行っています。「類似団体平均」とは、当該団体と同じグループに属する団体の平均値です。
- (2) 各指標の値は、平成20年度地方財政状況調査の普通会計決算（注1）の値に基づき算出しています。ただし、ラスパイレス指数は、平成21年地方公務員給与実態調査（平成21年4月1日現在）に基づいています。
- (3) 「全国市町村平均」とは、全国の全市区町村の平均値で政令指定都市及び特別区を含んでいません。ただし、財政力指数及び経常収支比率については、特別区を除いています。
- (4) 「大阪府市町村平均」とは、大阪市と堺市を含む府内43市町村の平均値です。
- (5) 平均値の算出にあたっては、財政力指数およびラスパイレス指数は単純平均、その他の指標については加重平均としています。ただし、ラスパイレス指数の平均のうち、全国市及び全国町村の平均は加重平均としています。

（注1）「普通会計」とは、市町村の主な会計である一般会計に国民健康保険事業、水道事業などの公営事業会計を除く特別会計を加えた会計です。

2. 指標の説明

(1) 財政力指数・・・地方公共団体の財政力を示す指数

財政力指数は、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間（平成18年度、平成19年度及び平成20年度）の平均値で、この数値が高いほど財源に余裕があるといえます。

(2) 経常収支比率・・・地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標

経常収支比率は、職員給などの人件費、生活保護や児童手当の給付に係る扶助費、地方債の償還に係る公債費などの毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等に占める割合です。この指標は、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを見るもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

* 経常収支比率の算式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税 + 普通交付税等） + 減収補てん債（特例分） + 臨時財政対策債}} \times 100$$

(3) 人口1人当たり人件費・物件費等決算額

各市町村の人件費、物件費及び維持補修費の合計額を各市町村の人口(平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口)1人当たりで示すものです。

なお、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。

(4) ラスパイレス指数・・・地方公務員の給与水準を表すもの

国家公務員の俸給を基準として地方公務員の給与の水準を示すものです。

(5) 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては、早期健全化基準(350%以上)として用いられます。

* 将来負担比率の算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A: 将来負担額

B: 充当可能基金額

C: 特定財源見込額

D: 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E: 標準財政規模(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)

F: 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担額(上記A 関係) から までの合計額

一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の

額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

連結実質赤字額

組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基本額(上記B 関連)

から までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

(6) 実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

平成19年度の算定より、都市計画事業に係る公債費の償還に充当した都市計画税を特定財源として控除することとなりました。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては、早期健全化基準(25%以上)及び財政再生基準(35%以上)として用いられます。

* 実質公債費比率の算式

$$\text{実質公債費} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

A: 地方債の元利償還金

B: 準元利償還金

C: 特定財源

D: 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E: 標準財政規模

「準元利償還金」(上記B関連) から までの合計額

満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還相当額

一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの及び利子補給費
一時借入金の利子

(7) 人口千人当たり職員数

各市町村の職員数(平成21年4月1日現在)を各市町村の人口(平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口)千人当たりで示すものです。

3. 中央部レーダーチャートの説明

(1) 中央部レーダーチャートは、1.(1)で分類したグループに属する団体の平均値を100としたときの当該団体の値を偏差値で表したものです。各指標が100を超えて大きくなるほど良好な値であることを示しています。

(2) 計算の結果、偏差値が40以下又は140以上となる場合は、レーダーチャート上はそれぞれ「40以下」「140以上」としています。

* 中央部レーダーチャートの算式

$$\text{偏差値} = \frac{〔\text{当該団体の指標値}〕 - 〔\text{類似団体平均値}〕}{〔\text{類似団体標準偏差}〕} \times 10 + 100$$

類似団体標準偏差：下記計算式の平方根

$$\sqrt{((〔\text{各団体の指標値}〕 - 〔\text{類似団体平均値}〕)^2 \text{の合計値}) \div 〔\text{当該類型に属する団体数}〕}$$

類似団体平均値及び標準偏差は、平成20年度類似団体別市町村財政指数表における選定団体の値により算出しています。

経常収支比率、人口1人当たり人件費・物件費等決算額、ラスパイレス指数、将来負担比率、実質公債費比率及び人口千人当たり職員数は、偏差値の計算において上記計算式中下線部分の正負を逆転させています。